

食品リサイクル法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

国税庁酒税課

■ 法律の目的

食品に係る資源の有効な利用の確保と食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全や国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

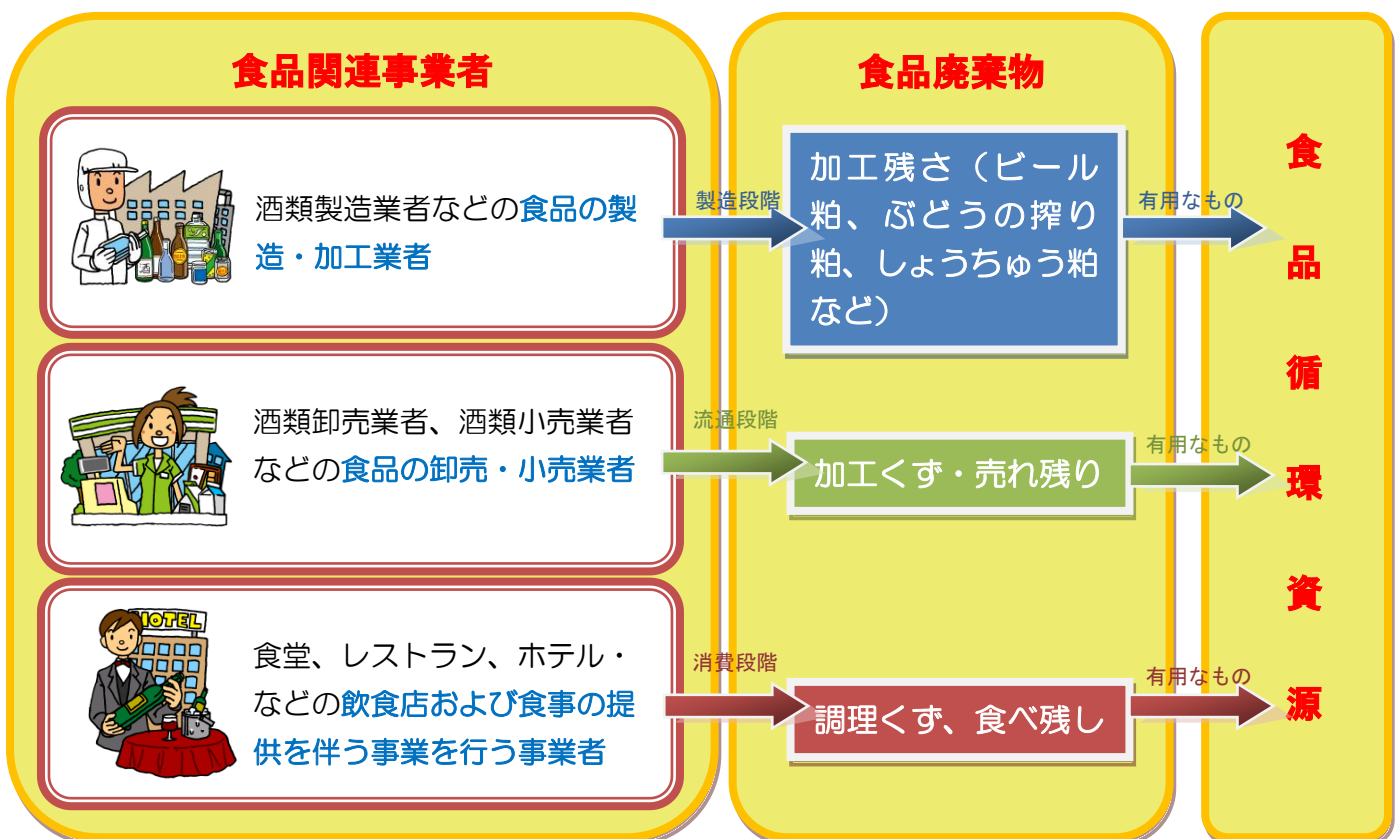
■ 法律の概要

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食品関連事業者の再生利用等を実施すべき量に関する目標や、再生利用等の実施量、再生利用を促進するための措置等が規定されています。

■ 食品関連事業者と食品廃棄物

食品関連事業者とは、「①食品の製造・加工を行う事業者」、「②食品の販売を行う事業者」及び「③飲食店及びホテル・旅館等の食品の提供を行う事業を行う事業者」のことをいいます。

食品廃棄物とは、「①食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、調理くず」及び「②食品の流通过程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し」のことをいいます。このうち、肥料や飼料などの原料となる有用なものを食品循環資源といいます。



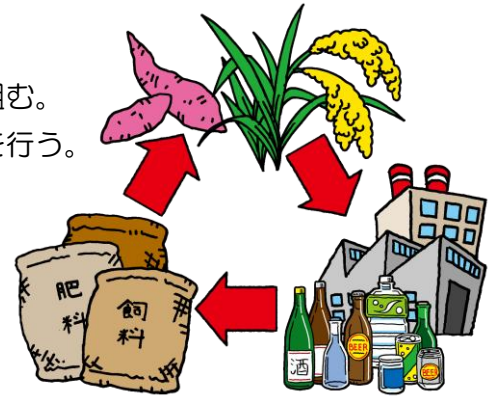
■食品関連事業者の役割

食品リサイクル法では、食品関連事業者は次のこと（食品循環資源の再生利用等）に取り組むことが求められています。

- 食品廃棄物の発生を抑制する。
- 食品廃棄物のうち食品循環資源については、再生利用に取り組む。
- 再生利用できない食品循環資源については、処理時の熱回収を行う。
- 食品廃棄物の減量に取り組む。

また、事業活動にともなって発生する食品廃棄物の量が年間（4月から翌年3月までの間）100トン以上となる食品関連事業者（食品廃棄物多量発生事業者）は、毎年6月末日までに農林水産大臣、環境大臣及び事業所管大臣（酒類業の場合は財務大臣）へ、食品廃棄物の発生量等について報告しなければなりません。

なお、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者が、加盟者と交わした約款等において加盟者の食品廃棄物の処理について定めている場合は、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者は、加盟者の食品廃棄物の発生量等を含めて報告しなければなりません。



■国民の役割

食品リサイクル法では、国民は次のことに取り組むことが求められています。

- 食品の購入状況や家庭での調理の方法を改善することにより、食品廃棄物の発生の抑制に努める。
- 肥料、飼料等、食品循環資源の再生利用により得られた商品の利用により、食品循環資源の再生利用の促進に努める。



■罰則

食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等への取組が不十分な場合等には、例えば、次のような罰則が課されます。

- 食品廃棄物多量発生事業者が再生利用等の実施を十分に行わない場合には、勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。
- 食品廃棄物多量発生事業者が食品廃棄物の発生量等の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

■食品の再生利用を推進する関係者と役割

